



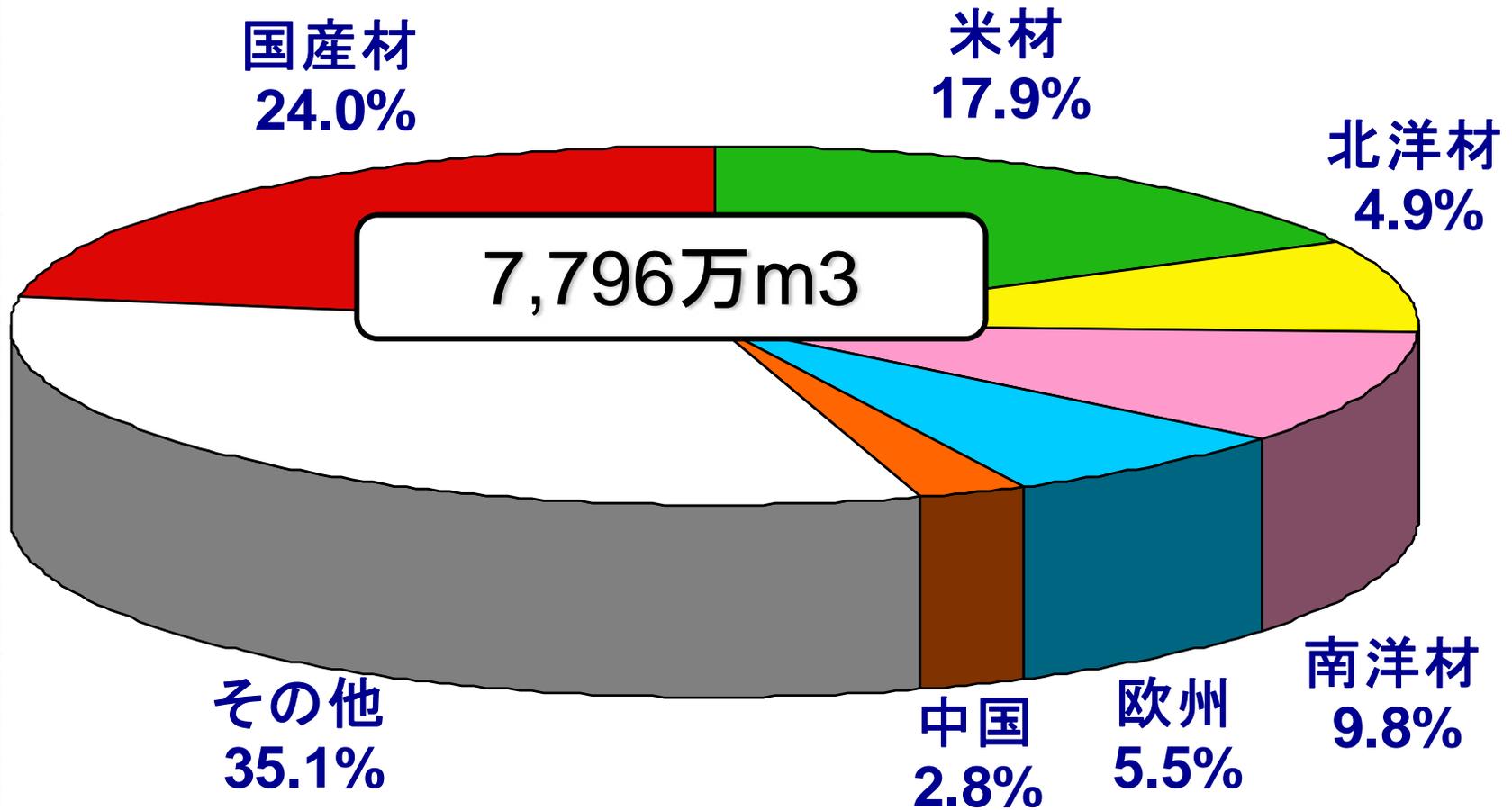
平成21年度グリーン購入法基本方針説明会

世界の違法伐採を防ぐために、 私たちが出来ること

～グリーン購入における合法木材利用の徹底～

林野庁

日本の木材（用材）需給



HS44類。（紙、家具を含まない）

2008年, 丸太換算値。財務省「貿易統計」

違法伐採の現状

インドネシアと英国との共同研究（1999）において、インドネシアで生産される木材の50%が違法伐採

ロシアでは約20%が違法伐採と環境NGOは指摘

違法伐採の背景は様々（地域住民による薪炭材の採取、企業と行政（軍）の癒着等）

違法伐採が引き起こす問題

違法伐採がなされた国における森林の減少・劣化

- 生物多様性の喪失、地球温暖化の進行

適切な環境コストを支払っていない事による木材流通価格の下落

- 適切な管理がなされた森林経営への悪影響

本来環境にやさしい資材である木材からの消費者離れ

違法伐採は国際的な議題

累次のG8サミットにおいて常に議題に上る

生産国に対する技術協力（木材追跡システム、森林管理行政）の必要

消費国における違法伐採木材の排除

違法に伐採された木材は使用しない

平成18年グリーン購入法に、合法性等の証明された木材を位置づけ、政府調達の対象

上記に先立って林野庁は「木材・木材製品の、合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定

政府調達に必要な、合法木材を供給出来る体制は概ね整備された

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針 (閣議決定)

- 特定調達品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）のリスト
- 特定調達物品等の要件（判断の基準）及び配慮事項の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成 (努力義務)

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択 (一般的責務)

判断の基準：

合法性が証明された木材、木材製品

基本方針（閣議決定；2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

配慮事項：

持続可能な森林経営から生産された木材、木材製品

対象となる木材、木材製品

- 紙、紙製品
- 家具
- 事務用品
- ベッドフレーム
- 建設資材（丸太，製材品，合板，集成材，繊維板，パーティクルボード等）

最後に（皆さんへお願い）

グリーン購入基本方針を作成し、判断の基準に「合法木材」を位置付

木材製品を調達するときには、合法木材である旨仕様書等に明記

木材利用推進の観点から、金属類、プラスチック類よりも出来るだけ木材（特に国産材）を選択

ありがとうございました。

木材製品等の情報サイト

- 「合法木材ナビ」

<http://goho-wood.jp/>

- 「木づかい.COM」

<http://www.kidukai.com/>

間伐材を使った紙製品について（G法対応商品例）

間伐材を10～30%含む紙から作られたコピー用紙・印刷用紙・封筒が商品化

<コピー用紙>

- ①商品名：「木になる紙」：間伐材30%（クレジット方式）
＋古紙70%

製造元：大王製紙

問合せ先：（株）ファイル

新生紙パルプ商事（株）



<印刷用紙>

- ①商品名：「間伐材印刷用紙」（冊子の本体用）：和紙調、
間伐材10%＋古紙70%

製造元：東海パルプ（株）

問合せ先：平和紙業（株）



<封筒>

- ①商品名：間伐材封筒：間伐材10%＋古紙80%

製造元：東海パルプ（株）

問合せ先：（株）イムラ封筒

- ②商品名：間伐材封筒：間伐材10%＋古紙80%

問合せ先：（株）山櫻



〔参考〕名刺台紙はG法に規定されていません。

<名刺台紙>

- ①商品名：A4横型間伐材名刺9号10丁付（マイクロミシン付）
：間伐材20%＋古紙80%

問合せ先：ハート（株）

